

斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる 流域づくり検討協議会 規約

(目的)

第1条 斐伊川水系において、多様な主体が連携・協働し、大型水鳥類を指標とする生態系ネットワークの形成を通じた地域活性化及び経済振興の実現を図るための効果的方策の検討を目的として、「斐伊川水系生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、以下のとおりとする。

- 一 斐伊川水系における生態系ネットワーク形成の効果的推進に関すること
- 二 斐伊川水系における大型水鳥類の定着と安定的な生息環境の創出に関すること
- 三 斐伊川水系における大型水鳥類が舞う魅力的な地域づくりに関すること
- 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第3条 協議会の委員は、別表一に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。

2 委員の任期は、委嘱のあった日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。会長は事務局の推薦によってこれを定める。

2 会長は協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。

3 会長に事故がある時は、協議会に属する委員のうちから会長が予め指名した委員がその職務を代行する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の1/2以上の出席をもって成立する。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(圏域部会の設置等)

第6条 協議会には、協議会規約の第2条に掲げる事業を具体的に推進するために、地域の課題に関する検討を行う別表二の圏域部会を置くことができる。

2 圏域部会は、協議会が必要と認めた場合に設置する。

3 圏域部会の検討事項、部会長を含む構成等、運営上必要な事項については、別途定めるものとする。

4 圏域部会は、検討結果を協議会に報告するものとする。

(ワーキングの設置等)

第7条 協議会規約の第2条に掲げる事業を具体的に推進するために、主要課題に関する専門的な検討を行う別表三のワーキングを置くことができる。

2 ワーキングは、協議会の会長、および圏域部会長の協議により必要と認めた場合、協議会の会長が設置するものとする。

3 ワーキングの開催にあたっての議事、構成等、運営上必要な事項については、開催の都度事務局が定めるものとする。

4 ワーキングは、検討結果を、圏域部会または協議会に報告するものとする。

第8条 協議会の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、生物の保護上または個人情報の保護上支障がある場合を除き、原則公開とする。

(名義の使用)

第10条 行事等に関する協議会名義の使用については、事務局が許可するものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成27年10月13日から施行する。

(改正) 平成29年3月15日から施行する。

(改正) 平成29年10月30日から施行する。

(改正) 令和2年1月24日から施行する。また、斐伊川水系生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に

生きる流域づくり検討協議会生息環境づくり部会規約、および、同地域づくり部会規約は廃止する。

(改正) 令和4年5月12日から施行する。

(改正) 令和5年7月24日から施行する。

(改正) 令和6年7月22日から施行する。

(改正) 令和7年8月4日から施行する。

(改正) 令和8年8月3日から施行する。

斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会
委員名簿

構 成			氏 名	団体名等	
専門家	生物多様性	会長	涌井 史郎	東京都市大学	特別教授
	鳥類		佐藤 仁志	島根大学	元非常勤講師
	報道		舟越 幹洋	(株)山陰中央新報社	編集局政経部 デスク
	経済		山崎 徹	(株)山陰合同銀行	代表取締役会長
	鳥類		呉地 正行	日本雁を保護する会	会長
	鳥類		出口 智広	兵庫県立大学	准教授
関係団体		田部 長右衛門	中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会	会長	
		中西 広則	鳥取西部農業協同組合	代表理事組合長	
		竹下 克美	島根県農業協同組合	代表理事組合長	
		飯橋 一春	中海・宍道湖観光協会会議	会長	
		岩田 初	中海漁業協同組合	代表理事組合長	
		渡部 和夫	宍道湖漁業協同組合	代表理事組合長	
		山根 成二	斐伊川漁業協同組合	代表理事組合長	
		原 拓也	神戸川漁業協同組合	代表理事組合長	
		神谷 要	米子水鳥公園	館長	
		加本 徹	(公財)ホンザキグリーン財団	常務理事事務局長	
		原田 孟	NPO法人いずも朱鷺21	理事長	
		青木 広幸	NPO法人国際交流フラワー21	理事長	

関係行政 機関	伊木 隆司	米子市長
	伊達 憲太郎	境港市長
	上定 昭仁	松江市長
	飯塚 俊之	出雲市長
	田中 武夫	安来市長
	石飛 厚志	雲南市長
	糸原 保	奥出雲町長
	塚原 隆昭	飯南町長
	藤原 真一	国土交通省出雲河川事務所長
	環境省 中国四国環境局	
	鳥取県 生活環境部	
	鳥取県 農林水産部	
	鳥取県 県土整備部	
	鳥取県 西部総合事務所	
	島根県 地域振興部	
	島根県 環境生活部	
	島根県 農林水産部	
	島根県 商工労働部	
	島根県 土木部	
	事務局	国土交通省(出雲河川事務所)
	オブザーバー	農林水産省 中国四国農政局

別表二 圏域部会の名称と検討対象区域（第6条関係）

名称	検討範囲・目的
中海・宍道湖圏域部会	鳥取県米子市および境港市、並びに島根県松江市、出雲市および安来市を合わせた区域における課題に対する検討を行う。
出雲・雲南圏域部会	島根県出雲市、雲南市、飯南町および奥出雲町を合わせた区域における課題に対する検討を行う。

別表三 ワーキングの名称と目的（第7条関係）

名称	目的
水辺環境ワーキング	河川・湖沼における自然環境の保全・再生・創出に向けた検討を行う。
鳥類ワーキング	流域全体を対象として、大型水鳥類の生息環境の保全・再生・創出等に向けた検討を行う。
農地環境ワーキング	大型水鳥類の生息環境改善に資する農業の手法や効果的な普及方法等について検討を行う。
地域振興ワーキング	圏域の自然環境を活用した観光、広報や商品開発等の、地域振興を推進させる方策について検討を行う。
環境学習ワーキング	大型水鳥類に象徴される地域の魅力や生態系ネットワークの意義に関する学びを、効果的に推進させる方策について検討を行う。

斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会 出雲・雲南圏域部会 規約

(名称)

第1条 斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会（以下「協議会」という。）規約第7条に基づき、「出雲・雲南圏域部会」（以下、「部会」という）を設置する。

(定義)

第2条 この規約における「出雲・雲南圏域」とは、島根県出雲市、雲南市、飯南町および奥出雲町を合わせた区域をいう。

(検討事項)

第3条 部会は、次の事項について検討を行う。

- 一 出雲・雲南圏域における生態系ネットワーク形成の効果的推進に関すること
- 二 出雲・雲南圏域における大型水鳥類の定着と安定的な生息環境の創出に関すること
- 三 出雲・雲南圏域における大型水鳥類が舞う魅力的な地域づくりに関すること
- 四 出雲・雲南圏域における大型水鳥類を活用した産業の振興等に関すること
- 五 その他、協議会の会長または部会長が必要と認める事項

(構成)

第4条 部会には、部会長1名、副部会長1名を置き、部会を構成する委員のうちから互選によりこれを定める。部会長は、該当部会の会務を総理し、必要事項について部会の経過及び結果を協議会に報告する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代行する。

2 部会は、協議会の会長が必要と認めたとき、若しくは部会長が必要と認めた場合に開催する。

3 部会は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じて委員を追加することができる。なお、委員の任期は委嘱の日から2年間とし、再任を妨げない。

4 部会は、委員の1/2以上の出席をもって成立する。

(事務局)

第5条 部会の事務局は、雲南市に置く。

(会議の公開)

第6条 部会の会議は、生物の保護上または個人情報の保護上支障がある場合を除き、原則公開とする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附則

この規約は、令和2年1月24日から施行する。

別表 出雲・雲南圏域部会委員名簿（第4条関係）
（検討中）

斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会 中海・宍道湖圏域部会 規約

(名称)

第1条 斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会（以下「協議会」という。）規約第7条に基づき、「中海・宍道湖圏域部会」（以下、「部会」という）を設置する。

(定義)

第2条 この規約における「中海・宍道湖圏域」とは、鳥取県米子市および境港市、並びに島根県松江市、出雲市および安来市を合わせた区域をいう。

(検討事項)

第3条 部会は、次の事項について検討を行う。

- 一 中海・宍道湖圏域における生態系ネットワーク形成の効果的推進に関すること
- 二 中海・宍道湖圏域における大型水鳥類の定着と安定的な生息環境の創出に関すること
- 三 中海・宍道湖圏域における大型水鳥類が舞う魅力的な地域づくりに関すること
- 四 中海・宍道湖圏域における大型水鳥類を活用した産業の振興等に関すること
- 五 その他、協議会の会長または部会長が必要と認める事項

(構成)

- 第4条 部会には、部会長1名、副部会長1名を置き、部会を構成する委員のうちから互選によりこれを定める。部会長は、該当部会の会務を総理し、必要事項について部会の経過及び結果を協議会に報告する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 2 部会は、協議会の会長が必要と認めたとき、若しくは部会長が必要と認めた場合に開催する。
 - 3 部会は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じて委員を追加することができる。なお、委員の任期は委嘱の日から2年間とし、再任を妨げない。
 - 4 部会は、委員の1/2以上の出席をもって成立する。

(事務局)

第5条 部会の事務局は、部会を構成する委員による協議の上、定めるものとする。

(会議の公開)

第6条 部会の会議は、生物の保護上または個人情報の保護上支障がある場合を除き、原則公開とする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附則

この規約は、令和2年1月24日から施行する。

別表 中海・宍道湖圏域部会委員名簿（第4条関係）
（検討中）